

居宅介護支援重要事項説明書

1 サービスの相談窓口

電話番号	ケアプランセンターいろはな
担当者	管理者
	介護支援専門員

2 事業所の概要

(1) 支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンターいろはな
所在地	福岡市博多区板付1丁目5-9-2階
連絡先	電話 092-436-2567 FAX 092-710-4406
事業者指定番号	4070904638
指定の有効期限	2031年 3月 31日 (令和13年3月31日)
サービス提供地域	福岡市博多区、南区

※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	○		1	管理者兼務
ケアマネージャー	○		1名以上	

* 職員1名に対しての担当利用者に関しては介護保険法の定めるものとする。

(3) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
平日(月~金)	9:00~18:00
営業しない日	土・日曜日・祝日・8月13日 ~8月15日・12月30日~1月3日
備考	電話などにより、365日24時間体制にて常時 相談連絡可能

3 サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
- (2) 要介護認定の申請代行
- (3) 給付管理表の作成
- (4) その他在宅介護に関する相談・援助等

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合、利用者は1か月につき要介護度に応じて下記の利用料を支払い、支援事業者はサービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日各区の窓口へ提出しますと、保険給付分の払戻を受けられます。

要介護1、2	1,086単位	指定居宅介護支援介護給付費
要介護3、4、5	1,411単位	指定居宅介護支援介護給付費
同一建物利用者減算	所定単位数の95%にて算定	事業所の所在する建物と同一の敷地内に居住する利用者又は1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する利用者

※地域単価（5級地）10,700円

初回加算	300単位	新規に居宅介護サービス計画を作成する場合 2ヶ月以上のサービス利用がなく再開した場合、 要介護認定に2区分以上の変更があった場合
入院時情報連携加算	I：250単位 II：200単位	入院するにあたって情報提供を行った場合 I：3日以内 II：7日以内に行った場合
退院・退所加算	① 450単位 ② 600単位 ③ 750単位 ④ 900単位	在宅生活を送るにあたって面談にて必要な情報提供を受けた場合（カンファレンスの有無や面談の回数にて①～④の単位を算定）
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	末期の悪性腫瘍の方に対して医師等との連携や頻回な訪問を行った場合、24時間の連絡体制の整備等
通院時情報連携加算	50単位	医師の診察を受ける時に同席し必要な情報の提供を行い、必要な情報提供を受けた場合

※算定要件に該当した際に加算となります。 地域単価（5級地）10,700円

(2) 交通費

- ・2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
- ・それ以外の地域の方は交通費の実費が必要となります。

(片道15km以上については、10kmにつき1000円の負担。有料道路使用も実費負担。)

(3) キャンセル料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) 料金のお支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、お支払い下さい。
お支払いいただきますと領収書を発行します。

(5) その他

要介護認定申請代行費、記録の複写費用などをいただくことがあります。

5 事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

利用者が自宅において日常生活を営むために必要な居宅サービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に従った適切なサービスが提供されるようサービス担当者会議等、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

(2) 運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行います。

(3) 公正中立

(1) サービス事業所の選定理由や複数のサービス事業所の紹介を求めることができます。

当事業所の計画書に位置付けた利用状況は別紙のとおりです。

(2) 福岡市暴力団排除条例の定める団体と団員等と密接な関係を有せず、また、暴力団・暴力団員及び暴力団または暴力団員と密接な関係を有するものからの支配も受けません。

(4) その他

事 項	内 容
アセスメント(評価)の方法	居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会方式） 独自方式も活用
従業員研修の有無	年2回以上、施設内・外部研修 指針やマニュアルの整備・連絡や報告体制の周知 研修や訓練（シュミレーション）等の定期的な実施
委員会の設置と開催など	① 虐待防止 ②身体拘束等適正化検討 ③感染症対策強化 ④ 業務継続計画等 虐待防止担当者の配置 ⑤ ハラスメント等の相談窓口 株式会社Smile 取締役 稲葉 一馬 092 - 292-4650 (利用者本人やその家族だけでなく職員等の利用)

6 利用者へのお願い

(1) 交付の書類について

支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス報告書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。

毎月のモニタリング訪問時の書類も合わせて保管ください。

(2) 入院時の医療連携について

入院が生じた際には、居宅における情報を入院先医療機関と共有することで退院支援や連携に資することができるように、担当の介護支援専門員の氏名・連絡先を医療機関へお伝えください。

7 サービス内容に関する苦情の連絡先

当社お客様 相談窓口	(担当) 管理者 TEL 092-436-2567 対応時間 平日午前9:00~午後6:00
当該 各保険者	南 区福祉・介護保険課 電話 092-559-5125 博多区福祉・介護保険課 電話 092-419-1081 (住所地特例先 :)
国民健康保険 団体連合会	福岡市博多区吉塚本町13番47号 TEL 092-642-7857

8 支援事業者（本社）の概要

名称・法人種別	株式会社 Smile
管 理 者	中村 浩子 (なかむら ひろこ)
本社所在地・連絡先	(住 所) 福岡市博多区板付1丁目5-9 (電 話) 092-292-4650 (FAX) 092-292-4653